

高齢者世帯等の「家具転倒防止器具購入」の補助を行います

町では、地震の際の家具転倒による被害を抑えるため、今年度から新たに、家具の転倒防止器具購入の補助を行います。

対象世帯 ○65歳以上のひとり暮らしの世帯 ○65歳以上の方のみの世帯
○障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯

対象器具 家具等の転倒防止に有効な器具等
○天井等に取り付けるポール式器具 ○床との間に挟み込むストッパー・マット式器具
○ガラスの飛散防止フィルム ○扉の開閉防止器具 ○L字型金具及びベルト・チェーン式器具等
*借家等で金具、ネジ等を使用して固定する場合は、建物所有者の同意が必要です。

補助金額 対象経費の2分の1(1,000円未満は切り捨て)で5,000円を限度とし、1世帯につき1回限り

申請方法 申請者が次の書類を防災地域支援課(役場2階)にご提出ください

○家具転倒防止器具購入補助金交付申請書 ○家具転倒防止器具の仕様書及び見積書

○借家等の場合は、所有者又は管理者の承諾書

*書類は、防災地域支援課窓口(役場2階)にあります。町HPからもダウンロードできます。

- 1 町からの購入補助金交付決定書を受取り後に、家具転倒防止器具を購入します。
- 2 家具転倒防止器具購入実績報告書兼請求書、領収書(品名、規格が明記されたもの)、購入した転倒防止器具の写真を町に提出してください。
- 3 銀行振込で補助金を受取ります。

問合せ 防災地域支援課 防災安全担当 ☎ 351

耐震診断及び耐震改修工事の補助金交付制度

町では耐震診断、耐震改修工事に要した費用の一部を補助します。耐震診断及び耐震改修工事をお考えの方は、ぜひご利用ください。

対象者 対象建築物に居住する所有者本人または所有者の2親等以内の親族。ただし、所有者全員及び申請者に町税の滞納がないこと。

対象建築物 町内の地上2階建以下の在来軸組工法による木造建築物で、昭和56年5月31日以前に建築された一戸建の専用住宅または店舗併用住宅(2分の1以上が居住用)。

対象の耐震改修工事 上記の基準のほか、耐震改修工事については、下記の基準に該当することが補助の条件となります。

○耐震診断の結果が耐震評点1.0未満で、補助対象となる工事費が30万円以上であること。

○工事施工者が町内に事務所等を有する法人又は住所を有する個人事業主であること。

補助額 耐震診断・・・診断費用の2分の1以内(5万円を上限)
耐震改修・・・改修工事費用の2分の1以内(20万円を上限)

問合せ 都市政策課 開発建築担当 ☎ 253

**ご厚意の寄附ありがとうございました
社会福祉協議会へ(3月分)**

大沢マツエ 様 10,000円
匿名 様 5,000円
匿名 様 5,000円
問合せ 小川町社会福祉協議会
☎ 74-3461

書き損じはがき等を提供いただき、ありがとうございました

書き損じはがきや切手がアジア諸国での奨学金となり、現地の子供達の通学を支援できます。

1月に皆さんからいただいたはがき等により、今年はタイ国の中学生1人が1年間学校に通えることとなりました。ご協力ありがとうございました。

問合せ 総務課 広報広聴担当 ☎ 215

はかりの定期検査を実施します!

取引や証明などに使用されるはかりは、計量法により2年に1度の定期検査を受けることが義務付けられています。次の日程で定期検査を行いますので、必ず受けましょう。

日時 6月13日(水)・14日(木) 午前10時~正午、午後1時~3時(両日とも)

場所 小川町役場 北側入り口

対象となるはかり(ひょう量250kg以下の機械式はかり)

○商店や工場などで取引に使うはかり ○薬局などで薬剤調合用に使うはかり

○荷物運送業などで荷物の料金を決めるために使うはかり ○野菜等を販売するために使うはかり

*前回(平成28年度)の定期検査を受けた方には、「計量器定期検査通知書」が郵送されます。

問合せ にぎわい創出課 商工労政担当 ☎ 231、232

河川清掃とウグイの放流は6月3日(日)に行います**清掃活動にご協力をお願いします**

町では、快適な環境づくり運動の一環として「河川清掃とウグイの放流」を行います。今年も皆さんの協力で、河川を中心に道路や公園等の清掃活動をお願いします。

河川清掃 日時 6月3日(日) 午前8時~ **場所** 町内河川、道路、公園等

*雨天等により中止の場合や実施の判断が難しい場合は、防災無線でお知らせします。

ウグイの放流 日時 6月3日(日) 午前9時~

場所 町内計6地点で放流します

1 増尾地内(栃本親水公園上流(酒井河原))、2 下小川地内(青木橋下)、

3 下里地内(柳町橋上流)、4 原川地内(広見橋上流)、

5 旭町・池田地内(中池田橋下)、6 奈良梨地内(市野川橋上流)

*雨天等により河川清掃が中止となった場合は、町職員のみで放流します。

問合せ 環境農林課 環境保全担当 ☎ 165

埼玉県家具固定サポーター登録制度を活用した**「家具転倒防止器具設置費用」を助成します**

町では、埼玉県家具固定サポーター(町内の業者)に地震対策として、家具の固定業務を依頼した場合、設置費用を助成しています。

*埼玉県家具固定サポーターとは、県が実施する「埼玉県家具固定サポーター登録制度」に登録した業者です。登録業者については埼玉県HP、防災地域支援課(役場2階)でご確認ください。

対象世帯 小川町に居住する世帯

*家具固定サポーター(町内業者)に地震対策として、家具の固定業務を依頼した場合に限りです。

対象家具 タンス、食器棚、書棚その他これらに類する床置型の家具、テレビ、冷蔵庫

*借家等で金具、ネジ等を使用して固定する場合は、建物所有者の同意が必要です。

取付け方法 家具固定サポーター(町内業者)と相談のうえ、固定方法を選択します

助成費用 設置費用(税込)の2分の1で、4,000円を限度とします

*助成金支給申請は、1年度1回限りとします。

申請方法

- 1 埼玉県家具固定サポーター登録制度において、「小川町」の欄に掲載されているサポーター(町内業者)へ、直接、家具固定の事前調査を依頼してください。
- 2 サポーター(町内業者)が、現地調査を行い、見積り(無料)します。
- 3 見積内容を確認し、納得したうえでサポーター(町内業者)と固定作業の契約をします。
- 4 サポーター(町内業者)が固定作業を実施します。
- 5 固定作業完了後、サポーター(町内業者)へ代金を支払います。同時に、助成金支給申請のための証明書を受取ります。
- 6 サポーター(町内業者)が発行した証明書を添付して、防災地域支援課(役場2階)へ助成金支給申請書を提出します。
- 7 銀行振込で助成金を受取ります。

問合せ 防災地域支援課 防災安全担当 ☎ 351

高齢者世帯等の「家具転倒防止器具(L型金具)の設置」を助成します

町では、地震の際の家具転倒による被害を抑えるため、家具の固定(L型金具)を助成しています。

対象世帯 ○65歳以上のひとり暮らしの世帯 ○65歳以上の方のみの世帯

○障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯

対象家具 タンス、本棚、食器棚を対象として、1世帯につき計3台まで

取付方法 L型金具により、家具と壁を直接固定します。なお、壁の形状によっては取付けできない場合があります。借家等の場合は、建物所有者の同意が必要です。

費用 1世帯につき3台まで無料

*補強材を使用すれば取付けが可能となる場合には、事前に説明の上、別途費用の負担をお願いすることがあります。

申込み 作業実施者

お電話で、公益社団法人 小川町シルバー人材センター ☎ 72-3448へお申込みください。

*事前調査のため訪問し、重要事項の説明、作業日などの打合せをします。

問合せ 防災地域支援課 防災安全担当 ☎ 351